

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第30号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年静岡県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 9 条の 3 （略） 2・3 （略） 4 前 3 項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第16条の 2 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。次項、第 3 項及び第 15 条の 3 第 1 項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 9 条の 3 （略） 2・3 （略） 4 前 3 項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第16条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。次項、第 3 項及び第 15 条の 3 第 1 項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日

の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(子育て部分休業)

第15条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1)・(2) (略)

2 子育て部分休業の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(子育て部分休業)

第15条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1)・(2) (略)

2 子育て部分休業の請求をしようとする職員は、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第25条の4に定める時間を基準として人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができ

3 (略)
(特別休暇等の承認)
第16条 (略)

る。
4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休業の請求をすることができる。
5 (略)
(特別休暇等の承認)
第16条 (略)
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)
第16条の2 任命権者は、静岡県職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
(3) 静岡県職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 （略） （勤務環境の整備に関する措置） 第16条の3 （略）	<u>い。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 （略） （勤務環境の整備に関する措置） 第16条の4 （略）
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第15条の3第2項から第4項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で子育て部分休業の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第3項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更並びに同条第4項の規定による請求とみなす。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後の第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。